

保健師等修学資金貸付けのしおり

(地域特別貸付け)

令和7年4月

千葉県健康福祉部医療整備課

制度の内容や提出書類の様式等は、千葉県ホームページにも掲載しています。

「千葉県保健師等修学資金」で検索、または下記の二次元コードを読み込んでください。



【問合せ・書類の提出先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県 健康福祉部 医療整備課 看護師確保推進室

電話 043-223-3920

メールアドレス iryou-n@mz.pref.chiba.lg.jp

1 制度の目的

この制度は、千葉県の中でも看護師等の不足が特に深刻な香取海匝、山武長生夷隅、君津地域において、看護師等の確保を促進するため、看護職として就職を希望する方を対象に、修学のための資金の貸与を行うことで修学を容易にし、当該地域における看護師等の確保及び質の向上に資することを目的としています。特段の事情がある場合を除き、貸付けを受けたすべての方が、規定の期間、返還免除要件に沿った勤務を行い、返還が免除されることを基本とした制度であることをご理解ください。

※貸付期間が満了したとき（原則として卒業したとき）に返還義務が生じますが、返還猶予申請を行うことで、返還免除要件に沿った勤務の規定の期間（５年間）、返還を猶予します。

条例・規則に定められた手続き（猶予申請や現況報告等）を怠った場合は、返還免除要件の該当を確認できませんので、返還を請求します。

貸付けの申請をする際には、制度の内容を十分にご確認ください。

2 制度の概要

地域特別貸付け		
貸 付 月 額		設置主体
		独立行政法人又は 国立大学法人、地方公共団 体、地方独立行政法人
	保健師修学資金 助産師修学資金 看護師修学資金 准看護師修学資金	月額 36,000 円
貸 付 対 象	養成施設に在学中であって、将来県が指定する地域 ^(※1) で看護師等の業務に従事しようとする方 (※1) 県が指定する地域とは、茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町、銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市を指します。 ※千葉県外の養成施設在学の方については、以下のいずれかに限ります。 ・千葉県内に在住している方 ・入学前の1年間千葉県内に在住していた方 ・千葉県内の高校又は大学等を卒業した方	

	・千葉県内に2親等以内の親族が在住している方 ・千葉県内で1年以上准看護師の業務に従事していた方 ※既に一般貸付けを借り受けている方も申請は可能ですが、<u>地域特別貸付けが決定した場合は、一般貸付けを辞退し、過去に借り受けた分を全て返還していただく必要があります。</u>(※在学期間中は、猶予申請書を提出することで返還を猶予することが出来る場合があります。) ※辞退にあたっては、辞退(退学、休学、停学、長期欠席、復学)届(第5号様式)及び修学資金借用証書(第10号様式)(※連帯保証人2名は実印を使用し、印鑑登録証明書を添付。)の提出が必要となります。
貸付期間	貸付決定年度の4月から正規の修学期間を経過する月まで
返 還	・貸付期間が満了したとき ※<u>免許取得後、県が指定する地域で看護師等の業務(*)に従事する場合は、所定の申請をすれば返還を猶予します。</u> (*)「看護師等の業務」は、<u>原則として常勤(非常勤の場合は週30時間以上)であって</u>、かつ、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事する業務(ただし、下位の資格で従事する業務は不可)。介護老人施設や保育所、一般企業等での就業も免除要件の対象となりますが、保健師、助産師、看護師又は准看護師として業務に従事する必要があります。 ・貸付けの決定が取消されたとき ・養成施設卒業から1年3月以内に免許を取得できなかったとき ・免許取得後、直ちに県が指定する地域で看護師等の業務に従事しなかったとき ・返還免除を受ける前に県が指定する地域で看護師等の業務に従事しなくなったとき(県が指定する地域以外の千葉県内の地域に就業する場合であっても一般貸付け相当分の貸付金が返還免除となることはありません。) 等 (貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合は、一部金額免除あり)
返還の免除	<u>免許取得後、県内で引き続き5年間、看護師等の業務に従事したとき</u>

3 貸付けの申請

※申請に際しては、連帯保証人2名が必ず必要です。

※連帯保証人は、返還または返還免除により債務が消失するまで、借受人と同等の立場で債務を負うこととなります。事前に制度について十分に理解していただき、承諾を得てください。

<申請方法>

提出期間内に、**医療整備課へ直接郵送**してください(問合せ・書類の提出先は表紙に記載しています)。

<申請書類>

- (1) 修学資金貸付申請書（第1号様式）…A3用紙、A4用紙両面印刷、A4用紙2枚（片面印刷）
の場合はホチキス止めのいずれかで御用意ください。
- (2) 修学資金振込口座申請書…本人名義の口座を御用意ください。
- (3) 通帳のコピー…(2)の口座のもの
- (4) 誓約書（第2号様式）…連帯保証人2名の実印を押印してください。
- (5) 推薦書（第3号様式）…養成施設の長の推薦書
- (6) 連帯保証人2名の印鑑登録証明書…発行日が半年以内のもの
- (7) 住民票…発行日が半年以内かつ本籍地の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
- (8) 作文…（テーマ）「〇〇での就業を希望する理由」

※〇〇には、県が指定する地域の中で希望する市町村名を入れてください。

（字数）800字程度

※原則として、A4版の原稿用紙に消せないボールペンで記載してください。

（内容）本書を読み、この制度を利用する上での勉学に対する意欲と将来の展望を交えて記載してください。

県外の養成施設に在学中の方は、以下の書類も提出してください。

- (9) 次のいずれか（貸付対象に該当することを証明する）の書類

（住民票等については、発行日が半年以内でマイナンバーの記載がないもの）

(ア) 千葉県内に在住している方…（例）住民票

※(7)において千葉県内に在住していることを証明できる場合は提出不要です。

(イ) 入学前の1年間千葉県内に在住していた方…（例）住民票除票、戸籍附票等

(ウ) 千葉県内の高校又は大学を卒業した方…（例）卒業証明書

(エ) 千葉県内に2親等以内の親族が在住している方…（例）該当する方の住民票や戸籍等、続柄が分かるもの

(オ) 千葉県内で1年以上准看護師の業務に従事していた方…准看護師免許証の写し及び就業先が発行する書類であって就業期間の証明があるもの

※就業先の書類に条件をみたすものがない場合は、ホームページに掲載している様式「在職期間証明書」を使用してください。

4 連帯保証人について

連帯保証人は成年者で独立の生計を営む方2名（原則として住所が異なる2名。両親同士は不可。）とします。

ただし、住所が同じでも世帯が分かれている場合は、独立の生計を営んでいるものと認めますので、住民票や公共料金支払明細書等の写しを提出してください。

申請者が未成年の場合、1名は法定代理人（親権者等。未成年後見人である法人を含む）としなければなりません。

連帯保証人に収入制限などは設けていません。修学資金の返還の支払いの責任を負うことがで

きる資力を有する方であれば、連帯保証人になることは可能です。

5 貸付けの方法

毎月、申請口座へ貸付金を振込みます（各年度の初回は、数か月分を一括で振込むことがあります）。休学中等の期間については貸付けを停止します。

6 在学中における諸手続き

借受人は、次表のとおり報告や届出をしなければなりません。手続きを怠った場合には、修学資金の貸付けを一時保留されることがあります。

	事由	提出書類
1	在学中の毎年4月末まで	・学業成績表（写し可） ・現況報告書（第12号様式）
2	貸付けを辞退するとき	※辞退の場合は全額返還となります。 ・辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第5号様式） ・修学資金借用証書（第10号様式） ・修学資金返還猶予申請書（第8号様式） （※養成施設卒業時まで返還の猶予を希望するとき）
3	退学したとき	※退学の場合は全額返還となります。 ・辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第5号様式） ・修学資金借用証書（第10号様式）
4	休学・長期欠席したとき	・辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第5号様式）
5	停学となったとき	
6	「4」「5」から復学したとき	
7	留年等により、貸付期間が満了した後も養成施設に在学しているとき	・修学資金借用証書（第10号様式） ・修学資金返還猶予申請書（第8号様式） （※貸付期間の満了の翌月から養成施設卒業時まで）
8	氏名又は住所を変更したとき	・氏名（住所）変更届（第13号様式） ※貸付金の振込先口座の名義も変更した場合は、修学資金振込口座申請書及び通帳のコピーを添付
9	連帯保証人を変更したとき 又は連帯保証人の住所に変	・連帯保証人変更届（第4号様式） ※連帯保証人を変更したときは、その実印を使用し、新連帯保

	更があったとき	証人の印鑑登録証明書を添付
--	---------	---------------

＜提出方法＞県内養成施設に在学中の方：養成施設を通して提出してください。

県外養成施設に在学中の方：医療整備課へ郵送してください。

7 卒業時における諸手続き

手続きを怠った場合は、返還免除要件の該当を確認できませんので、返還を請求します。

	事由	提出書類
1	卒業したとき（貸付期間が満了したとき）	・修学資金借用証書（第10号様式）
2	免許取得後、県が指定する地域に就業したとき ※返還を就業予定期間、猶予します。	・修学資金借用証書（第10号様式） ・修学資金返還猶予申請書（第8号様式） ※資格免許証又は登録済証明書の写しを添付
3	免許取得後、進学（看護関係のみ）したとき ※返還を進学予定期間、猶予します。	
4	免許を取得できなかったとき ※原則として返還となりますが、 <u>卒業後1年3月以内（2回目の試験）まで猶予が可能です。希望される方は返還猶予申請書（第8号様式）を提出してください。</u>	
5	免許取得後、直ちに県が指定する地域に就業しなかったとき ※返還となります。	・修学資金借用証書（第10号様式） ・現況報告書（第12号様式） （※卒業後の4月1日現在の状況を報告）
6	看護業務に就かなかったとき ※返還となります。	
7	氏名又は住所を変更したとき	・氏名（住所）変更届（第13号様式）
8	・連帯保証人を変更したとき ・連帯保証人の住所に変更があったとき	・連帯保証人変更届（第4号様式） ※連帯保証人を変更したときは、その実印を使用し、新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付

＜提出方法＞県内養成施設に在学中の方：養成施設を通して提出してください。

県外養成施設に在学中の方：医療整備課へ郵送してください。

8 業務従事中の諸手続き

手続きを怠った場合は、返還免除要件の該当を確認できませんので、返還を請求します。

	事由	提出書類
1	毎年4月末まで（返還免除になるまで）	・ 現況報告書（第12号様式） ※メール又はちば電子申請サービスからの提出も可
2	1 か月以上の休暇（療養・産前産後・育児等）を取得するとき	・ 修学資金返還猶予申請書（第8号様式） ※事由の発生を証明する書類（診断書、出産証明書、在職期間証明書等）を添付 ※復職されたときは、残りの就業予定期間について返還猶予申請書を提出してください。
3	1 か月以上の休暇から復職するとき	
4	災害、病気その他就業が著しく困難な状況が発生したとき	
5	就業先を変更したとき	・ 就業変更届（第11号様式） ※前就業先の在職期間証明書を添付
6	返還免除になる前に退職し、直ちに県が指定する地域で再就業しないとき ※返還となります。 ※県が指定する地域以外の千葉県内の地域に就業する場合であっても一般貸付け相当分の貸付金が返還免除となることはありません。	・ 就業変更届（第11号様式） ※一部免除に該当する場合は、前就業先の在職期間証明書及び修学資金返還免除申請書（第7号様式）を併せて提出してください。 ※口座振替による返還を希望するときは、事前に医療整備課までお問合せください。
7	氏名又は住所を変更したとき	・ 氏名（住所）変更届（第13号様式） ※メール又はちば電子申請サービスからの提出も可
8	・ 連帯保証人を変更したとき ・ 連帯保証人の住所に変更があったとき	・ 連帯保証人変更届（第4号様式） ※連帯保証人を変更したときは、その実印を使用し、新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付

9	借受人が死亡したとき ※死亡事由により扱いが異なります。	・借受人死亡届（第6号様式） ※死亡診断書又は除籍謄本を添付 ・修学資金返還免除申請書（第7号様式） ※事由を証明する書類を添付
---	---------------------------------	---

＜提出方法＞医療整備課へ郵送してください。

9 返還の免除

次のいずれかに該当するときは、申請をすることで返還の債務が免除されます。（※自動的に免除にはなりません。）

申請をしない場合、要件を満たさない場合は返還となりますのでご注意ください。

	事 由（地域特別貸付けの場合）	提出書類
1	養成施設を卒業後1年3月以内に免許を取得し、 県が指定する地域で引き続き5年間（業務に従事していない期間を除く。）看護師等の業務※に従事したとき ※「看護師等の業務」は、 原則として常勤（非常勤の場合 は週30時間以上）であって 、かつ、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事する業務（ただし、下位の資格で従事する業務は不可） ※介護老人施設や保育所、一般企業等での就業も免除要件の対象となりますが、保健師、助産師、看護師又は准看護師として業務に従事する必要があります。	・修学資金返還免除申請書（第7号様式） ※在職期間証明書（全就業施設分）を添付 ※修学資金返還免除申請書（第7号様式）のみメールでの提出可
2	業務従事期間中に業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	・修学資金返還免除申請書（第7号様式） ※事由を証明する書類を添付 ※修学資金返還免除申請書（第7号様式）のみメールでの提出可

＜提出方法＞医療整備課へ郵送してください。

※ 休暇期間（産休、育休、療休、転職期間等）は業務従事期間に含みません。また、非常勤勤務（パート等）の期間は（原則として）業務従事期間に含まれず、返還となります。

10 返還

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還を請求します。返還方法は、月賦・半年賦の均等払い（貸付けを受けた期間と同期間以内）又は一括払いが選択できます。

	事由（地域特別貸付けの場合）	提出書類
--	----------------	------

1	貸付期間が満了したとき ※免許取得後、県が指定する地域で看護師等の業務※に従事する場合は、所定の申請をすれば返還を猶予します。 ※「看護師等の業務」は、 原則として常勤（非常勤の場合は週 30 時間以上）であって 、かつ、保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事する業務（ただし、下位の資格で従事する業務は不可） ※介護老人施設や保育所、一般企業等での就業も免除要件の対象となりますが、保健師、助産師、看護師又は准看護師として業務に従事する必要があります。	—
2	貸付けを辞退するとき又は退学したとき	辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（第 5 号様式）
3	養成施設卒業後 1 年 3 月以内に免許を取得しなかったとき	—
4	免許取得後、直ちに県が指定する地域に就業しなかったとき	—
5	返還免除を受ける前に県が指定する地域で業務に従事しなくなったとき ※県が指定する地域で業務に従事しなかった場合は、返還となります。（県が指定する地域以外の千葉県内の地域に就業する場合であっても、一般貸付け相当分の貸付金が返還免除となることはありません。） ※人事異動による転勤など、本人の意思に反して行われたものであっても返還となります。 お申込みの際は予め、ご自身の希望する就業先の就業条件等を御確認ください。	就業変更届（第 11 号様式）
6	返還免除を受ける前に業務以外の事由により死亡したとき	借受人死亡届（第 6 号様式）
7	現況報告書等を提出しなかったとき	—

<2, 5, 6 に該当する場合の提出方法>医療整備課へ郵送してください。

※貸付期間が満了したあと、県から連絡する期限までに返還猶予申請の提出がない場合は、「1」の要件に該当するものとして、返還を請求します。また、毎年 4 月末までに現況報告書の提出がない場合も、免除要件に該当することが確認できませんので、返還を請求します。

※ 業務従事期間が 5 年未満で、貸付けを受けた期間以上業務に従事した場合は、一部金額が免除されます。

この場合の返還金額は、次のとおりです。

$$\text{返還金額} = \text{貸付額} - \text{貸付額} \times \frac{\text{業務に従事した月数}}{\text{※}^1 \text{貸付けを受けた月数} \times 2.5}$$

（返還金額の 1 円未満の端数は切捨てとする。）

※¹（貸付けを受けた月数が 24 か月に満たないときは 24 か月とする。）

11 延滞利子

借受人は、修学資金を返還すべき日（納入通知書に記載された納入期限日、又は口座振替の引き落とし日）までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

ただし、その計算をして得た額が100円未満の場合は、この限りではありません。

12 ホームページ

制度の内容や提出書類の様式等は千葉県ホームページにも掲載しています。

「千葉県保健師等修学資金」で検索、または下記の二次元コードを読み込んでください。

